

(仮称) 伊勢志摩地域鳥羽伊良湖航路存続対策協議会規約 (案)

平成22年3月31日

(名 称)

第1条 この会は、伊勢志摩地域鳥羽伊良湖航路存続対策協議会（以下、「対策協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 三重県伊勢志摩地域と愛知県三河地域を結ぶ航路として重要な役割を担っている海上交通として、「鳥羽～伊良湖航路」の存続に向けて取組んでいくことを目的とする。

(活 動)

第3条 対策協議会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 国・県への支援要請に関する事項
- (2) 航路存続に対する支援策に関する事項
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事項

(組 織)

第4条 対策協議会は、伊勢志摩地域の関係団体の代表者等をもって組織する。

(役 員)

第5条 対策協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、協議会員の中から会議において選任する。
- 3 副会長は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、対策協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(顧 問)

第7条 対策協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第 8 条 対策協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。

2 対策協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、合意を原則とする。ただし、協議が調わないときは出席会員の多数決によるものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会員が、やむを得ない事由のため会議に出席できないときは、会長を除いて、同一の団体に属する者を代理人として出席させることができる。

5 会員は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該会員が特定した会員又は当該会員が特定した代理人に合意又は議決行為を委任することができる。

6 会長は、やむを得ないと認めたときは、書面により会議の審議を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第 9 条 対策協議会の会務及び事務を処理するため、事務局を鳥羽市役所企画財政課に置く。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、対策協議会運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができるものとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。